

生駒市規則第 9 号

生駒市情報セキュリティに関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティに関する規則等の一部を改正する等の規則

( 生駒市情報セキュリティに関する規則の一部改正 )

第 1 条 生駒市情報セキュリティに関する規則 ( 平成 16 年 2 月生駒市規則第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

( 生駒市行政組織規則の一部改正 )

第 2 条 生駒市行政組織規則 ( 平成 6 年 7 月生駒市規則第 22 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条秘書系の項第 1 号中「助役」を「副市長」に改め、同項第 5 号中「助役会」を「副市長会」に改め、同項第 7 号中「助役」を「副市長」に改める。

第 52 条第 1 項中「助役」を「副市長」に改める。

( 生駒市出納室設置規則の一部改正 )

第 3 条 生駒市出納室設置規則 ( 昭和 46 年 11 月生駒市規則第 19 号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条審査系の項第 5 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 室長は、会計管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 室長補佐は、会計管理者及び室長ともに事故があるときは、その職務を代理する。

第7条（見出しを含む。）中「収入役」を「会計管理者」に改める。

（生駒市長の職務を代理する吏員を定める規則の一部改正）

第4条 生駒市長の職務を代理する吏員を定める規則（昭和39年4月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市長の職務を代理する職員を定める規則

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「吏員」を「職員」に改める。

（生駒市公印規則の一部改正）

第5条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3	助役印	てん書	縦横21mm	生駒市 助役之印	助役名で 発する文 書	文書課長
4	収入役印	てん書	縦横21mm	生駒市 収入役 之 印	収入役名 で発する 文書	出納室長
5	収入役代 理者印	てん書	縦横21mm	生駒市収 入役代理 者 之 印	収入役職 務代理者 名で発す る文書	出納室長

を

」

3	副市長印	てん書	縦横21mm	生 駒 市 副 市 長 之 印	副市長名 で発する 文書	文書課長	に
4	会計管理 者印	てん書	縦横21mm	生 駒 市 会 計 管 理 者 之 印	会計管理 者名で発 する文書	出納室長	
5	削 除						

改める。

(用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則(昭和47年4月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(生駒市予算規則の一部改正)

第7条 生駒市予算規則(昭和40年1月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第2号中「助役」を「副市長」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第8条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第4条第3項中「吏員」を「市長の事務部局の職員」に改める。

(生駒市生活保護法施行細則の一部改正)

第9条 生駒市生活保護法施行細則(平成13年3月生駒市規則第2号)の一部

を次のように改正する。

様式第9号及び様式第10号中「交付吏員印」を「交付職員印」に改める。

(生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第10条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年12月生駒市規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

(生駒市都市公園条例施行規則の一部改正)

第11条 生駒市都市公園条例施行規則(昭和45年3月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

(生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和59年4月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第16条中「下水道事業受益者負担金徴収吏員証」を「下水道事業受益者負担金徴収職員証」に改める。

様式第6号中「生駒市収入役」を「生駒市会計管理者」に改める。

様式第15号中「下水道事業受益者負担金徴収吏員証」を「下水道事業受益者負担金徴収職員証」に、「下水道事業受益者負担金徴収吏員」を「下水道事業受益者負担金徴収職員」に改める。

(生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則の一部改正)

第13条 生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則(平成18年9月生駒市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1項中「収入役」を「会計管理者」に、「吏員」を「職員」に改める。

(生駒市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部改正)

第14条 生駒市消防職員の階級及び職名に関する規則(昭和53年9月生駒市

規則第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市消防職員の階級及び職名に関し必要な事項を定めるものとする。

第 3 条中「事務吏員、技術吏員」を「事務職員、技術職員」に改める。

(生駒市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則の一部改正)

第 1 5 条 生駒市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則(昭和 4 2 年 1 2 月生駒市規則第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「助役」を「副市長」に改める。

(生駒市消防団員公務災害補償審査会規則の一部改正)

第 1 6 条 生駒市消防団員公務災害補償審査会規則(昭和 2 6 年 7 月生駒市規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「関係吏員」を「関係消防吏員」に改める。

(生駒市収入役の職務代理者を定める規則の廃止)

第 1 7 条 生駒市収入役の職務代理者を定める規則(平成 6 年 7 月生駒市規則第 2 4 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。